

研究船利用公募の基本方針

独立行政法人海洋研究開発機構

この基本方針は、独立行政法人海洋研究開発機構（以下、「機構」という。）が、保有する研究船（学術研究船を除く）の利用公募（以下、「研究船利用公募」という。）を推進するにあたっての基本方針を示すものである。

1. 機構の役割

機構は、「平和と福祉の理念に基づき海洋に関する基盤的研究開発、海洋に関する学術研究に関する協力等の業務を総合的に行うことにより、海洋科学技術の水準の向上を図るとともに、学術研究の発展に資する」という目的のもと、平成 16 年 4 月 1 日に設置された。

機構では、平成 21 年度からの第 2 期中期目標期間及びその 5 年後からの第 3 期中期目標期間をも見据えた、海洋機構のあるべき姿と研究開発の目標を、長期ビジョン「海洋地球のフロンティアへの新たな挑戦」として策定している。

その中で、**機構の果たすべき役割**として、以下の 3 点を挙げている。

- 第一 海洋が大きく関わる地球環境変動を包括的に理解し、人類の持続可能な発展に役立つ知識を提供する
- 第二 地震・津波等の自然災害から国民の生命と財産を守り、安心安全を確保することに役立つ知識を提供する
- 第三 海洋研究を革新的に推進するための基盤技術の開発及び活用を間断なく実現していく

また、以下の 3 点を**重点的研究目標**として、長期的な取り組みを行うこととしている。

- 第一 地球環境変動の観測を進め、変動原因の解析や将来予測を行うとともに、地球環境変動と地球生命システムの相互作用について理解を深め、温暖化に代表される地球環境変動から社会を守ることに積極的に貢献する
- 第二 地震・津波・火山現象を引き起こすマントル対流、プレート運動、マグマ発生などの地球内部のダイナミクスに関し、観測・分析・解析及び技術の確認によりその基本原理を解明し、日本近傍における防災・減災への活用を図る
- 第三 海洋の中深層から深海底・地殻内の生物の有する特殊・固有な機能を把握し、生物の機能、環境と生物の相互作用、生物の多様化と進化について研究を行うとともに、産業への応用を図る

研究船利用公募については、「海と地球の研究5ヶ年指針(平成25年度改訂版)」をガイドラインとし、広く海洋研究コミュニティの参画を得て、より競争的な研究環境と人材育成の機会増強を実現し、もって機構及び日本の海洋研究開発能力の発展と成果の創出に資するものである。このため、機構は本公募方式による船舶等施設利用を推進し、そこに参加する研究課題をサポートしていく。

2. 研究船利用公募の運営体制

研究船利用公募の運営及び研究船運用に係る重要事項を審議するため、機構内に以下の委員会及び専門部会を設置する。

1) 海洋研究推進委員会（以下、「推進委員会」という。）

(1) 推進委員会の役割

次の各号に定める事項について検討、審議する。

- ① 利用公募の「海と地球の研究5ヶ年指針」に関すること。
- ② 利用公募に関すること。
- ③ 応募研究課題の選定に関すること。
- ④ 運航計画に関すること。
- ⑤ 応募研究課題の評価及び成果の普及に関すること。
- ⑥ その他研究船等の運用に関する重要事項に関すること。

(2) 推進委員会の構成

- ① 委員長及び委員からなり、機構内外の有識者の中から理事長が指名又は委嘱する。
- ② 推進委員会は、専門的・技術的観点から検討、審議を行うため、専門部会を設置することができる。

2) 海洋研究課題審査部会（以下、「審査部会」という。）

(1) 審査部会の目的

研究船利用公募の応募課題について、科学的な視点に基づき、公平・公正に審査すること。

(2) 審査部会の構成

部会長、副部会長及び部会員からなり、機構内外の有識者の中から理事長が指名又は委嘱する。

3) 海洋研究計画調整部会（以下、「調整部会」という。）

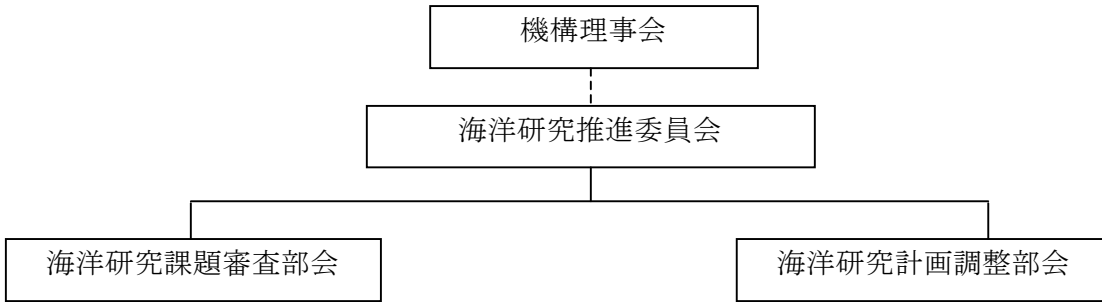
(1) 調整部会の目的

審査部会が行った審査結果を踏まえ、研究船運航の安全性、効率性等を考慮しつつ、研究船運航計画案を作成する。

(2) 調整部会の構成

部会長及び部会員からなり、機構内外の有識者の中から理事長が指名又は委嘱する。

(参考) 海洋研究推進体制の組織



3. 研究航海の安全性・効率性の確保

機構の研究船については、自然要因、人為的要因等を含め、航海の安全性が確保されることを条件に実施する。また、研究船運航計画策定に当たっては、航海の効率性確保についても、重要な判断基準とする。

4. 環境への配慮

機構の研究船による研究航海の実施にあたっては、環境に対して与える影響を常に念頭に置き、その影響を最小限とする努力を持って、環境に対して責任ある行動をとるものとする。特に環境保全・生態系保全の観点から以下の事項に配慮することとする。

- (1) 研究活動を実施する場合は、国内の関連法令はもとより、基本的に「国連海洋法条約」、「生物多様性条約」等の国際的な法規範を尊重する。
- (2) 研究活動のために利用する機器、船舶及び無人探査機等の運用に関しては、環境保全及び生態系保全に配慮する。
- (3) 採取する試料については、環境の保全及び生態系の保全を最優先に考え、必要最小限に抑えるように努める。

5. データ・サンプル

機構は多くの先端的な施設や設備を保有し、極めて学術的価値の高いデータ・サンプルを取得している。これらのデータ・サンプルは、人類共有の財産であり、研究・教育などの利用のために広く公開され、将来にわたって世界中で活用されることが重要である。機構は研究船利用公募によって得られたこれらの貴重なデータ・サンプルを長期にわたり保管し、利用しやすい形で提供していくことにより、研究コミュニティ及び社会への貢献を目指す。

6. 研究成果の管理

海洋機構の研究船による研究航海の成果については、研究者からの報告を受け、管理するとともに、webを通じて公表する。また、成果の発表及び評価、研究コミュニティ間の交流、普及・広報活動の一環として年1回シンポジウムを開催する。